

緊急事態宣言 **延長** に伴う

営業時間短縮に係る

感染拡大

STOP!
COVID-19

防止協力金

都内全域
の
飲食店等

のご案内

— 中小事業者向け —

令和3年2月8日～3月7日実施分

申請受付要項

申請
受付期間

令和3年3月26日(金)～4月26日(月)

専用
ポータルサイト

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html>
オンライン申請の場合は、このポータルサイトから申請してください。



協力金の対象となる都内全域の飲食店等

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示※1など、他の要件を満たしていることが前提です。

都内全域の飲食店等 ※2

従前は20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等ですか？

いいえ

はい

令和3年2月8日から令和3年3月7日までの間
20時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

令和3年2月8日から令和3年3月7日までの間
酒類の提供を11時から19時までとしましたか？
又は酒類の提供を終日行いませんでしたか？

いいえ

はい

協力金の対象外

- 例1 従来から酒類提供20時・営業20時まで
- 例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

協力金の対象

- 例3 時短後、酒類提供19時・営業20時まで
- 例4 時短後、酒類提供なし・営業20時まで

※1 「感染防止徹底宣言ステッカー」は申請フォームで取得したものを掲示してください。

詳細は以下URLをご参照ください。

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>)

※2 飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等（バー・カラオケボックス等）」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

■営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分）に係る申請書類と宛先が異なるため、**同封しないでください**。同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。

協力金を申請する

東京都の営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金の 支給決定通知をお持ちの方

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」いずれかの支給決定通知が届いている
 ※4月・5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知ではありません

はい

〈 準備する書類 〉

✓	営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金申請書 (令和3年2月8日～3月7日実施分) 別紙1-1 別紙1-1-1 (複数店舗の場合 別紙1-1-2 別紙1-1-3) ※オンライン申請の場合、記入不要です。
✓	誓約書 別紙2

申請する店舗の営業実態を確認できる書類 (店舗ごとに全ての書類の提出が必要)

✓	飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)
✓	光熱水費等のお知らせ(検針票)又は 領収書(写し) ※店舗所在地が記載されているもの
✓	店舗の内観及び外観がわかる写真
✓	営業時間短縮及び酒類の提供時間の 状況が確認できる書類
✓	「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗 に掲示している写真(ステッカー記載の 店名が判読できるもの)

6ページをご覧ください

今回初めて 東京都の営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金を申請する方

4月・5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知のみお持ちの場合は、下記の書類の準備が必要となります。

〈 準備する書類 〉

✓	営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金申請書 (令和3年2月8日～3月7日実施分) 別紙1-2 別紙1-2-1 (複数店舗の場合 別紙1-2-2 別紙1-2-3) ※オンライン申請の場合、記入不要です。
✓	誓約書 別紙2

申請する店舗の営業実態を確認できる書類 (店舗ごとに全ての書類の提出が必要)

✓	飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)
✓	光熱水費等のお知らせ(検針票)又は 領収書(写し) ※店舗所在地が記載されているもの
✓	店舗の内観及び外観がわかる写真
✓	営業時間短縮及び酒類の提供時間の 状況が確認できる書類
✓	「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗 に掲示している写真(ステッカー記載の 店名が判読できるもの)

✓	本人確認書類(写し)
✓	支払金口座振替依頼書 別紙3 ※オンライン申請の場合、記入不要です。
✓	振込先口座及び口座名義人が 確認できる書類

18ページをご覧ください

準備する書類が整ったら協力金の申請へ (オンライン 又は 郵送等)

※3ページ～5ページの「申請内容のよくある不備について」をご覧の上、必要書類がそろっているかチェックしてください

申請内容に不備がある場合、内容の確認が必要となることから、支給までに通常よりも多くの時間を要します。申請書類提出の前に、以下の内容を必ずご確認ください。

申請内容のよくある不備について

必要書類の添付が漏れている申請が多く見られます。まずは、必要書類の確認をお願いします。以下、個別の不備事例を掲載します。

申請書（またはWEBの申請画面）における不備

① 申請書（またはWEBの申請画面）の申請者欄の住所が他の書類の住所と一致していない

- ・ 以下4点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。
「申請者住所」＝「誓約書の住所」＝「本人確認書類の住所」＝「営業許可書の営業者住所」
※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。
- ・ 簡易申請をされる方で、転居などで住所が変更となっている場合には、改めて新住所を確認できる本人確認書類（運転免許証など）を添付してください。

誓約書における不備

② 誓約書の署名が自署されていない

- ・ 誓約書の氏名は、ゴム印や電子署名ではなく、申請者本人（法人の場合は代表者）が手書きで署名してください。

【不備の例】

- × 氏名欄にゴム印で氏名をスタンプ
- × 氏名欄に電子署名を貼り付け など

③ 誓約書の様式が、今回のものではない

- ・ 誓約書の様式は申請する回ごとに異なります。
- ・ 今回の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）の様式を必ず使用してください。

営業許可書における不備

④ 営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
- ・ 移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

⑤ 営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
- ・ 店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

⑥ 営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない

- ・原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
- ・一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。

⑦ 営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている

- ・以下の場合には、**新旧両方**の営業許可書の提出が必要です。
 - 1) 営業許可期間の始期が2月8日以降となる場合 → **更新前**の許可書も必要
 - 2) 営業許可期間の終期が3月7日より前で満了する場合 → **更新後**の許可書も必要

⑧ 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

- ・本協力金の申請には、食品衛生法で定める飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。

「光熱水費等におけるお知らせ(検針票)又は領収書(写し)」における不備

特に注意!

⑨ 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)に店舗の所在地が記載されていない

- ・「光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)」は、対象店舗が実態として営業を行っていたかを確認するための書類です。このため対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下の書類でも代替可能です。
 - 1) 店舗の賃貸借契約書 + 要請直前(1月分)の請求書
 - 2) 固定電話の請求書(1月が使用期間のもの)
 - 3) おしぼりの納品書 + 請求書(12月・1月分)
 - 4) パレットのリースに係る納品書 + 請求書(12月・1月分) など
 - ※ 「+」の記載があるものはセットでの提出が必要です。
 - ※ 申請者名と光熱水費等の契約者が異なる場合は、関係性がわかる書類も提出が必要です。

「店舗の内観及び外観がわかる写真」における不備

特に注意!

⑩ 店舗の内観がわかる写真が必要要件を満たしていない

- ・店舗の内観写真は、「店内に飲食スペースがあること」が分かるよう、なるべく広範囲が入る形で撮影してください。

【不備の例】

- × 限られた机・椅子しか写っておらず、店内かどうかわからないもの
- × 厨房部分の写真となっており、飲食スペースの確認ができないもの など

特に注意!

⑩ 店舗の外観がわかる写真が必要要件を満たしていない

- ・ 店舗の外観写真は、看板などで店舗の名称が確認でき、店舗の外から店舗が見える角度で撮影した写真を提出してください。
- ・ 看板の位置等に応じて複数枚の写真となっても問題ありません。
(例: 地下フロアの店舗の場合…地上部分の看板+地下への階段部分+店舗の入口部分 など)

【不備の例】

- × 看板のない扉のみが写っており、申請店舗かどうかわからないもの
- × 閉じたシャッターのみが写っており、申請店舗かどうかわからないもの
- × 看板の一部だけしか写っておらず、店舗の名称がわからないもの など

「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」における不備

特に注意!

⑫ 申請店舗が営業時間を短縮したことがわからない

- ・ 申請する店舗の名称と併せて、営業時間短縮の状況(20時までに閉店、休業など)が明記された書類をご提出ください。
- ・ また、営業時間短縮する期間(2月8日~3月7日)についても明記が必要です。

特に注意!

⑬ アルコールの提供時間を11時~19時の間としていることがわからない

- ・ アルコールを提供している店舗は、申請する店舗の名称と併せて、提供時間を11時~19時の間としていることが明記された書類をご提出ください。

⑭ 「営業時間の短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」として適切でない

- ・ 店頭でポスターを掲出している写真のほか、店舗ホームページ、チラシ、DMなど、店舗からお客様に告知していることがわかるものをご提出ください。
- ・ グルメポータルサイトなどは第三者による書き込みが可能であるため、適切ではありません。

「感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真」における不備

⑮ ステッカーが店舗に貼られていることがわからない

- ・ ステッカーそのものの写真ではなく、店舗に掲示していることがわかる写真を提出してください。
- ・ ステッカーには、対象店舗の名称が印字された状態であることが必要です。
- ・ ステッカー記載の店舗の名称が小さく、読み取れない場合には、別途、近くから撮影した写真も添付してください。

申請書類について

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書 (令和3年2月8日～3月7日実施分)

別紙1-1 別紙1-1-1 (複数店舗の場合 別紙1-1-2 別紙1-1-3)

(※) オンライン申請の場合は、申請書の記載は不要です。オンライン申請のページで必要項目を入力してください。
 (※) 支給決定通知に記載の申込番号は、**東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」**いずれかのものでご記入ください。複数お持ちの方は、直近の申込番号をご記入ください。
 4月・5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知に記載の申込番号では申請できません。

2 誓約書 別紙2

(※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。
 (※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**をお願いします(ゴム印、電子署名の使用不可)。

3 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)

店舗ごとに必要

■(例) 飲食店営業許可書



(※) **1店舗ごとに営業許可書(写し)が必要です。**
 (※) 保健所発行の営業許可書を添付してください。
 (※) 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。

4 営業を行っていたことがわかる書類 ※(1)・(2)のどちらも提出が必要です

店舗ごとに必要

■(1) 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)



(※) **店舗所在地が記載されているもの**
 (※) 営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、令和2年11月8日以降の期間が含まれるものを用意してください。
 (※) 申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**
 (例) ・店舗の賃貸借契約書+家賃請求書(1月分)
 ・おしぼりの納品書+請求書(12月・1月分)
 ・パレットのリースに係る納品書+請求書(12月分・1月分)
 ・店舗固定電話の請求書(1月分) ※店舗宛てに請求書が届く場合 など

■ (2) 店舗の内観及び外観がわかる写真



(※) 内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】・常態として**飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。
・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。



【外観】・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。
看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■ (悪い例)

【内観】



(※) 店内かどうかわからない。



(※) 飲食スペースが写っていない。

【外観】



(※) 申請店舗かどうかわからない。



(※) 看板が無く、申請店舗かどうかわからない。

営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類

■ (例) 営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等



(※) 申請する**店舗の名称**や**営業時間短縮等の状況**(営業時間の変更など)が明記された書類をご提出ください。

(※) 酒類を提供する店舗は、**酒類の提供時間**についても記された書類を提出してください。

■ (悪い例)



(※) 短縮後の営業時間かどうかわからない。

(※) 申請店舗かどうかわからない。

(※) 酒類の提供時間短縮がわからない。

「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。



(※) 感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。

(※) ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。

(※) 店舗の名称が空白もしくは手書きのものは認められません。

(※) 複数店舗を申請される場合は、**3～6**についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。

(※) 申請書の記入にあたっては、**12～14**ページの記入例をご確認ください。

(※) 各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。

中小事業者向け

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書
(令和3年2月8日～3月7日実施分)

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 年 月 日

1 申請者の情報

法人の方									
所在地	〒						都・道 府・県		区・市 町・村
フリガナ							代表者職名		
法人名							代表者氏名		
法人番号									※13桁で必ずご記入ください。

個人事業主の方									
申請者の 住所	〒						都・道 府・県		区・市 町・村
フリガナ							明治・大正・昭和・平成		
氏名				生年月日		年	月	日	

日中連絡が 取れる方	フリガナ 氏名			電話番号					
---------------	------------	--	--	------	--	--	--	--	--

2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況

申請状況	<input type="checkbox"/> 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」の支給決定通知を持っています。 ※チェックをつけてください。								
申込番号	※「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号のうち直近の申込番号(6桁、7桁又は8桁)を左詰めでご記入ください。								

※東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」)の支給決定通知をお持ちでない場合は、今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方用の申請書をご利用ください。

※支給決定通知を複数お持ちの方は、直近の申込番号をご記入ください。

※4月、5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知のみお持ちの場合は、今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方用の申請書をご利用ください。

3 今回申請する営業時間短縮協力金

今回申請する 営業時間短縮 協力金の計算	営業時間短縮等の期間	1店舗あたりの 協力金の額	営業時間短縮等 を実施した店舗数	申請する協力金の額
	令和3年2月8日～3月7日	168万円	× [] 店舗	= [] 万円



中小事業者向け

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【1店舗目】

営業時間短縮等を行った期間	<input type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	--	---

基本情報	店舗所在地	〒		東京都		区・市 町・村
	フリガナ				電話番号	
	店舗名称					
	営業許可書の番号					

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間の短縮等	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。
	※いずれかに必ずチェックをつけてください	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。



中小事業者向け

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【2店舗目】

営業時間短縮等を行った期間	<input type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	--	---

基本情報	店舗所在地	〒					東京都		区・市 町・村	
	フリガナ									
	店舗名称					電話番号				
	営業許可書の番号									

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間の短縮等	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。
	※いずれかに必ずチェックをつけてください	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。



東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

- ・「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」いずれかの東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方用の申請書です。
- ・これまでの時短協力金を申請中の方で、いずれの回の支給決定通知もお持ちでない方は、支給決定通知がお手元に到着するまでお待ちいただくか、締切に間に合わないようであれば、22ページの **今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方** 用の申請書でご申請ください。
- ・また、これまでの時短協力金の支給決定通知をお持ちの場合でも、協力金の支給決定後に申請企業の情報に変更があった場合には、支給の対象とならない場合があります。

記入例

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

別紙1-1

中小事業者向け

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書 (令和3年2月8日～3月7日実施分)

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 3 年 3 月 26 日

1 申請者の情報

法人の方

所在地	〒163-8001	東京	都	新宿	区									
	西新宿2-8-1													
フリガナ	カブシキガイシャトウサンギョウ		代表者職名	代表取締役社長										
法人名	株式会社都庁産業		代表者氏名	東京 太郎										
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	※13桁で必ずご記入ください。

個人事業主の方

申請者の住所	〒	都・道府・県	区・市・町・村		
フリガナ	明治・大正・昭和・平成				
氏名	2	生年月日	3		
日中連絡が取れる方	4	フリガナ	シジユク ジロウ	電話番号	03-1234-5678
		氏名	新宿 二郎		

2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況

申請状況	5	東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」の支給決定通知をお持ちです。 ※チェックをつけてください。
申込番号	6	1 2 3 4 5 6 7 8 ※「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号のうち直近の申込番号(6桁、7桁又は8桁)を左詰めでご記入ください。

※東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」)の支給決定通知をお持ちでない場合は、今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方用の申請書をご利用ください。
※支給決定通知を複数お持ちの方は、直近の申込番号をご記入ください。
※4月、5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知のみお持ちの場合は、今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方用の申請書をご利用ください。

3 今回申請する営業時間短縮協力金

今回申請する営業時間短縮協力金の計算	営業時間短縮等の期間	1店舗あたりの協力金の額	営業時間短縮等を実施した店舗数	申請する協力金の額
	令和3年2月8日～3月7日	168万円	3 店舗	504 万円



① 法人番号

法人の場合は**13桁**の法人番号を必ず記入してください。

② 氏名(個人事業主の方)

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

③ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

④ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

⑤ 申請状況

必ずチェックをつけてください。

⑥ 申込番号(6桁、7桁又は8桁)

これまでの時短協力金の支給決定通知に記載の申込番号を左詰めで記入してください。WEBは4・8・9のいずれかから始まる6桁又はJ1・5S・5Kから始まる7桁、郵送は2・3・4・6・7・8・J8・J9のいずれかから始まる7桁又は5YS・5YKから始まる8桁です。これまでの時短協力金の支給決定通知を複数お持ちの方は、直近の番号をご記入ください。

記入例

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

中小事業者向け

別紙1-1-1

7

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【1店舗目】

営業時間短縮等を行った期間	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	---	---

基本情報	9 店舗所在地	〒163-8001 東京都 新宿 区	西新宿0-0-0
	フリガナ	イザカヤマルマルシジユクテン	電話番号 03-1234-5678
	店舗名称	居酒屋●●新宿店	
	営業許可書の番号	31新保衛食第0000号	

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
取組内容	11 営業時間の短縮等 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。
	<input type="checkbox"/> ※いずれかに必ずチェックをつけてください 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。



7 営業時間短縮等を行った店舗の情報

1店舗目は別紙1-1-1に記入してください。

8 営業時間短縮等を行った期間

必ずチェックをつけてください。

9 所在地

店舗がある区市町村名に加えて、番地、建物名、部屋番号等の詳細までご記入ください。

10 ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）必ずチェックをつけてください。

11 営業時間の短縮等

必ずどちらかにチェックをつけてください。

記入例

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

中小事業者向け

別紙1-1-2

12

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報 **【 2店舗目 】**

営業時間短縮等を行った期間	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	---	---

東京都

中央

区

12 営業時間短縮等を行った店舗の情報

2店舗目は **別紙1-1-2** に記入してください。

記入例

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知をお持ちの方

中小事業者向け

※4店舗目以降は、この用紙を適宜コピーしてご活用ください。

別紙1-1-3

13

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報 **【 3 店舗目 】 (3店舗目以降)**

営業時間短縮等を行った期間	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	---	---

東京都

武蔵野

市

13 営業時間短縮等を行った店舗の情報

3店舗目以降は **別紙1-1-3** に記入してください。
それぞれの店舗ごとに申請書が必要となりますので、申請用紙をコピーしてご活用ください。

誓約書

別紙2

私は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年2月8日～3月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 3 年 3 月 26 日

東京都知事殿

所在地 ① 東京都新宿区西新宿 2-8-1法人名 ② 株式会社都庁産業代表者職・氏名 ③ 代表取締役社長 東京 太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



(※) 過去の誓約書は使用できません。

記入いただく内容は以下のとおりです。

注意

ゴム印、電子署名を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

	① 所在地	② 法人名	③ 代表者職・氏名
法人の場合	会社の所在地	法人名	代表者職名 ・ 代表者氏名
個人の場合	個人事業主の住所		個人事業主氏名

私は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年2月8日～3月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



申請書類について

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年2月8日～3月7日実施分）

別紙1-2 別紙1-2-1（複数店舗の場合 別紙1-2-2 別紙1-2-3）

- (※) オンライン申請の場合は、申請書の記載は不要です。オンライン申請のページで必要項目を入力してください。
- (※) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金について初めての申請でなくても「8月実施分」「9月実施分」「11月28日～12月17日実施分」「12月18日～1月7日実施分」「1月8日～2月7日実施分」のいずれについても支給決定通知をお持ちでない方はこちらをご使用ください。

2 誓約書 別紙2

- (※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。
- (※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**をお願いします（ゴム印、電子署名の使用不可）。

3 飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）

店舗ごとに必要

■（例）飲食店営業許可書

29品保生食字第0000号

営業許可書

営業者住所
営業者氏名

平成30年2月8日付で申請のあった営業については、
食衛生法第52条第1項の規定により、
下記の通り許可します。

平成30年2月14日
保健所長 ○○ ○○印

記

1 営業所の住所
2 営業の種類
3 営業所の名称、屋号または商号
4 許可条件

本許可の効力は 平成30年2月14日から
平成36年2月29日までとする

- (※) 1店舗ごとに営業許可書（写し）が必要です。
- (※) 保健所発行の営業許可書を添付してください。
- (※) 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。

4 営業を行っていたことがわかる書類 ※（1）・（2）のどちらも提出が必要です

店舗ごとに必要

■（1）光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）

水道・下水道使用量等のお知らせ 東京都水道局

水道 太郎様 01-000000-10

基本日 1日 使用月分 1月 使用量 6.0m³

検針料	1.00円
基本料	2,340円
メーター料	5,400円
消費税相当額	6,700円
合計	16,026円

今回料金 16,134円

口座振替予定額 16,026円

東京都水道局

- (※) 店舗所在地が記載されているもの
- (※) 営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、令和2年11月8日以降の期間が含まれるものを用意してください。
- (※) 申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**
- (例) ・店舗の賃貸借契約書+家賃請求書（1月分）
・おしぼりの納品書+請求書（12月・1月分）
・パレットのリースに係る納品書+請求書（12月分・1月分）
・店舗固定電話の請求書（1月分）※店舗宛てに請求書が届く場合 など

■ (2) 店舗の内観及び外観がわかる写真



(※) 内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】・常態として**飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。
・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。



【外観】・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。

看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■ (悪い例)

【内観】



(※) 店内かどうかわからない。



(※) 飲食スペースが写っていない。

【外観】



(※) 申請店舗かどうかわからない。



(※) 看板が無く、申請店舗かどうかわからない。

営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類

■ (例) 営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等



(※) 申請する**店舗の名称**や**営業時間短縮等の状況**(営業時間の変更など)が明記された書類をご提出ください。

(※) 酒類を提供する店舗は、**酒類の提供時間**についても記された書類を提出してください。

■ (悪い例)



(※) 短縮後の営業時間かどうかわからない。

(※) 申請店舗かどうかわからない。

(※) 酒類の提供時間短縮がわからない。

「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。



(※) 感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。

(※) ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。

(※) 店舗の名称が空白もしくは手書きのものは認められません。

7 本人確認書類(写し)

(※) 氏名、住所、生年月日が確認できる書類です。なお、**現住所等が裏面記載の場合**は裏面もご提出ください。
(※) マイナンバーが記載されている書類は不可(マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可)

■ (法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等 ■ (個人) 運転免許証、保険証等

氏名	日本太郎	昭和00年0月0日生
本籍		
住所	東京都千代田区〇〇〇〇	
交付	平成00年00月00日 12345	
有効期限	平成00年00月00日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等	
第	123456789000	号
平成00年00月00日		
平成00年00月00日		
平成00年00月00日		

見本 運転免許証



公安委員会 印

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00000
	平成00年00月00日交付	
	記号 00000000	番号 00
氏名	〇〇〇〇	
生年月日	昭和00年00月00日	性別 〇
資格取得年月日	平成00年00月00日	
事業者名称	株式会社〇〇〇〇	
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
保険者名称	全国健康保険協会	〇〇支部
保険者所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

印

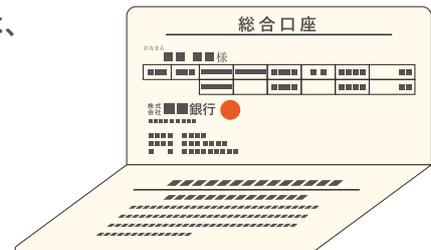
8 支払金口座振替依頼書 別紙3

(※) 郵送又は持参による申請の場合必要となります。

9 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類

■ (例) 通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの場合は、
下記(※)の情報が全てわかるページの写しなど

(※) 口座種別、口座名義人、店番号、口座番号、金融機関名、支店名がわかるページです。



(※) 複数店舗を申請される場合は、**3～6**についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。

(※) 申請書の記入にあたっては、**26～28**ページの記入例をご確認ください。

(※) 各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。

中小事業者向け

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書

(令和3年2月8日～3月7日実施分)

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 申請者の情報

法人の方											
所在地	〒						都・道 府・県		区・市 町・村		
フリガナ							代表者職名				
法人名							代表者氏名				
中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)					万円	中小企業基本法 上の業種		常時雇用する 従業員数		人
法人番号								※13桁で必ずご記入ください。			

個人事業主の方										
申請者の 住所	〒						都・道 府・県		区・市 町・村	
フリガナ							生年月日	明治・大正・昭和・平成		
氏名								年	月	日

日中連絡が 取れる方	フリガナ							電話番号			
	氏名										

2 今回申請する営業時間短縮協力金

今回申請する 営業時間短縮 協力金の計算	営業時間短縮等の期間	1店舗あたりの 協力金の額	営業時間短縮等 を実施した店舗数	申請する協力金の額
	令和3年2月8日～3月7日	168万円	× <input type="text"/> 店舗	= <input type="text"/> 万円



中小事業者向け

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【 1 店舗目 】

営業時間短縮等 を行った期間	<input type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
-------------------	--	---

基本情報	店舗所在地	〒	東京都	区・市 町・村
	フリガナ			
	店舗名称	電話番号		
	営業許可書の番号			

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間の短縮等 ※いずれかに 必ずチェックをつけてください	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。



中小事業者向け

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【2店舗目】

営業時間短縮等を行った期間	<input type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	--	---

基本情報	店舗所在地	〒		東京都		区・市 町・村
	フリガナ					
	店舗名称			電話番号		
	営業許可書の番号					

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間の短縮等 ※いずれかに 必ずチェックをつけてください	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。



中小事業者向け

※4店舗目以降は、この用紙を適宜コピーしてご活用ください。

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報【 店舗目 】 (3店舗目以降)

営業時間短縮等を行った期間	<input type="checkbox"/>	令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に 必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

基本情報	店舗所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>	東京都	<input type="text"/>	区・市 町・村
	フリガナ	<input type="text"/>		電話番号	<input type="text"/>
	店舗名称	<input type="text"/>			<input type="text"/>
	営業許可書の番号	<input type="text"/>			

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますでお間違いのない様、記入してください。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間の短縮等	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。
		<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。



今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

・今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方と、4月・5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知のみお持ちの方はこちらの申請書でご申請ください。

記入例

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

別紙1-2

中小事業者向け

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書 (令和3年2月8日～3月7日実施分)

東京都知事 殿
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 3 年 3 月 26 日

1 申請者の情報

法人の方									
所在地	〒 1 6 3 - 8 0 0 1		東京			都	新宿		区
	西新宿 2 - 8 - 1								
フリガナ	カブシキガイシャトチヨウサンギョウ				代表者職名	代表取締役社長			
法人名	株式会社都庁産業				代表者氏名	東京 太郎			
中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)	①	100	万円	中小企業基本法 上の業種	②	小売業	常時雇用する 従業員数	15 人
法人番号	③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ※13桁で必ずご記入ください。								

個人事業主の方									
申請者の住所	〒					都・道 府・県			区・市 町・村
フリガナ					生年月日	⑤	明治・大正・昭和・平成		
氏名	④								

日中連絡が 取れる方	⑥	フリガナ	シンジユク シロウ		電話番号	03-1234-5678			
		氏名	新宿 二郎						

2 今回申請する営業時間短縮協力金

今回申請する 営業時間短縮 協力金の計算	営業時間短縮等の期間	1店舗あたりの 協力金の額	営業時間短縮等 を実施した店舗数	申請する協力金の額
	令和3年2月8日～3月7日	168万円	× ② 店舗	= ③ 336 万円



① 資本金

NPO等で資本金・出資金がない場合は、不要です。

② 中小企業基本法上の業種

以下のいずれかの業種を記載してください。

- ・小売業
- ・サービス業
- ・卸売業
- ・製造業その他

※主に飲食店を営む事業者は小売業となります。

③ 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

④ 氏名(個人事業主の方)

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

⑤ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

⑥ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

記入例

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

中小事業者向け

別紙1-2-1

7 営業時間短縮等を行った店舗の情報

1店舗目は 別紙1-2-1 に記入してください。

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【1店舗目】

営業時間短縮等を行った期間	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	---	---

8 営業時間短縮等を行った期間

必ずチェックをつけてください。

基本情報	9 店舗所在地	〒163-8001 東京都 新宿 区	西新宿0-0-0
	フリガナ	イザカヤマルマルシンジュクテン	電話番号 03-1234-5678
	店舗名称	居酒屋●●新宿店	
	営業許可書の番号	31新保衛食第0000号	

9 所在地

店舗がある区市町村名に加えて、番地、建物名、部屋番号等の詳細までご記入ください。

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

10 ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）必ずチェックをつけてください。

取組内容	ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間の短縮等	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は11時から19時までとしました。 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜20時から翌朝5時まで）に営業を行っていたが、上記でチェックをつけた営業時間短縮等を行った期間は、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）するとともに酒類の提供は終日行っていませんでした。 ※いずれかに必ずチェックをつけてください

11 営業時間の短縮等

必ずどちらかにチェックをつけてください。



記入例

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

中小事業者向け

別紙1-2-2

⑫ 営業時間短縮等を行った店舗の情報

2店舗目は別紙1-2-2に記入してください。

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報【2店舗目】

営業時間短縮等を行った期間	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	---	---

東京都

中央

区

記入例

今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方

中小事業者向け

※4店舗目以降は、この用紙を適宜コピーしてご活用ください。

別紙1-2-3

⑬ 営業時間短縮等を行った店舗の情報

3店舗目以降は別紙1-2-3に記入してください。
それぞれの店舗ごとに申請書が必要となりますので、申請用紙をコピーしてご活用ください。

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報【3店舗目】(3店舗目以降)

営業時間短縮等を行った期間	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年2月8日～3月7日	営業時間短縮等を行った期間に必ずチェックをつけてください。 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。
---------------	---	---

東京都

武蔵野

市

誓約書

別紙2

私は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年2月8日～3月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 3年 3月 26日

東京都知事殿

所在地 ① 東京都新宿区西新宿2-8-1法人名 ② 株式会社都庁産業代表者職・氏名 ③ 代表取締役社長 東京 太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



(※) 過去の誓約書は使用できません。

記入いただく内容は以下のとおりです。

注意

ゴム印、電子署名を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

	① 所在地	② 法人名	③ 代表者職・氏名
法人の場合	会社の所在地	法人名	代表者職名 ・ 代表者氏名
個人の場合	個人事業主の住所		個人事業主氏名

私は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年2月8日～3月7日実施分）」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～3月7日実施分) は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
 (連絡先電話番号 ())
 氏名

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙3

令和3年3月26日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～3月7日実施分) は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1

依頼人	住所	東京都新宿区西新宿2-8-1		
	(連絡先電話番号)	03	(1234)	5678
	氏名	株式会社都庁産業 代表取締役社長 東京 太郎 印		

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

2

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
都庁 <small>銀行・信用金庫 信用組合・農協</small>	新宿 <small>本店 支店</small>	00000000	1	00000001
口座名義人(カタカナ)		30文字まで		
カ)トチヨウサンギョウ				

3

4

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



1 依頼人

- ・協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- ・法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- ・押印をしてください(法人の代表者印など)。

3 預金種目

- ・預金種目は次のコードを記入願います。
- 1普通、2当座、4貯蓄

2 振込先金融機関・支店名・口座番号

- ・金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
- ・主な金融機関のコードはP35をご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。
- ・口座番号は、お客様番号とは異なります。

4 口座名義人(左詰めで記入)

- ・預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。(姓と名の間にスペースがある場合はスペースも転記)
- ・英数字や記号はカナに直さず、そのとりに転記してください。
- ・カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

(※) 過去の支払金口座振替依頼書は使用できません。

主な金融機関のコード

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMBC信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	ジャパンネット銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	十八親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0546	第三銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0140	第四北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三重銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行

コード	金融機関名
0119	秋田銀行
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勧業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

協力金の概要

趣旨

緊急事態宣言に伴い、東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただける中小企業、個人事業主等の皆様に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

支給額

全面的にご協力いただく期間の対象店舗数に応じて支給額は異なります。

令和3年 2月8日～3月7日実施分 ▶ 一店舗当たり 168万円

※店舗の所在地が都内ではない場合は、協力金の対象とはなりません。

※要請の開始日（令和3年2月8日）以降に開店した店舗は、本協力金の対象とはなりません。

申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和3年3月26日(金曜日)から令和3年4月26日(月曜日)まで

(2) 申請受付方法

オンライン

本協力金の専用ポータルサイトからWebを通じて提出できます。

(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html>

なお、4月26日(月曜日)23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「完了通知メール」が届きます。

持参

申請書類を都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出できます。封筒に、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～3月7日実施分)申請書類在中」と明記してください。

(都税事務所・支所所在地) <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

開庁時間は、8時30分から17時00分まで(土、日、祝日を除く)となります。4月26日(月曜日)の17時00分までに投函してください。なお、対面での受付・説明は行いません。ご不明な点はP39『本協力金に関する問合せ先』で対応させていただきます。

郵送

申請書類を次の宛先に郵送することで提出できます。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。4月26日(月曜日)の消印有効です。

P46記載の郵送申請用ラベルに必要事項を記入のうえ、封筒に貼り付け、切手を貼付して郵送してください。

※郵送申請用ラベルは切り取ってご使用ください。

※これまでの協力金の郵送先と異なりますので、ご注意ください。

※差出人の住所・氏名を必ず記載してください。

【宛先】 〒130-8790

日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱16号

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

(令和3年2月8日～3月7日実施分) 申請受付



■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

■営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分)に係る申請書類と宛先が異なるため、**同封しないでください**。同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1 都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び大企業が実質的に経営に参画（以下「みなし大企業」という※1）していない次のいずれかの法人等であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

2 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日（令和3年2月8日）より前から、食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可に加え、その他法令等で定める許認可等を取得の上、都内において飲食店等を営業していること。

3 営業時間短縮の要請に、令和3年2月8日から全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等であること。

全面的な協力とは、令和3年2月8日から3月7日まで（28日間）の期間の全てにおいて、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただくことが必要です。

従前、夜20時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わず（終日休業含む）、酒類の提供は11時から19時までとした場合（酒類の提供を終日行わなかった場合を含む）に対象となります。

4 ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

5 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、申請店舗について営業時間短縮等を行う権限を有していること。

- 6** 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(※1) 「みなし大企業」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1)大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2)大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

大企業及び「みなし大企業」については、大企業向け申請受付要項をご覧ください。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する相談センターを開設しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時00分から19時00分まで

(土、日、祝日も開設しています。)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～3月7日実施分)のポータルサイト

本協力金のポータルサイト(以下「ポータルサイト」といいます。)から入手することができます。

(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html>

(2) 都関係機関等での配布

次の都関係機関等において入手することができます。

・都税事務所・支所 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

・都内区市町村

3 申請書類

P6、P7 又はP18、P19、P20に記載の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。なお、本協力金は、専門家による事前確認は必要ありません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は4月上旬※未定を予定しています。

5 通知等

- (1) 申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名(屋号等)及び所在する区市町村名をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関して通知いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を東京都に返金するとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求められる場合があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。
- (5) 「申請書」、「誓約書」及び「口座振替依頼書」における、2次元コードは、書類の種類を識別し円滑に事務処理を行うために付してあります。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

東京都における緊急事態措置において営業時間の短縮要請を受ける飲食店及び飲食店営業許可のある遊興施設等のうち、夜20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）こととするとともに、酒類の提供を11時から19時までとする場合若しくは、酒類の提供を終日行っていない場合に対象となります。なお、**以下の店舗は協力金の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
(飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの)

[参考:東京都緊急事態措置等に関する質問と回答]

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1012685.html>

○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店又は喫茶店の営業許可書をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間の短縮要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。なお、飲食店等以外の店舗で緊急事態措置以外の対応として協力を依頼している劇場、集会場(貸会議室など)、運動施設(スポーツクラブ、ヨガスタジオなど)、遊技場(パチンコ屋、ゲームセンターなど)などについては、協力金の対象となりません。

○ 「中小事業者向け」の協力金の対象となる「中小企業・個人事業主等」とはどのような規模の事業者を指すのでしょうか？

都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び「みなし大企業」に該当しない、次のいずれかの法人等を指します。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業及び個人事業主
[参考:中小企業庁HP] <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
(飲食店は「小売業」の区分が適用となります。)
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

○もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？

今回の協力金では、これまで夜20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わず（終日休業含む）、酒類の提供は11時から19時までとした場合若しくは、酒類の提供を終日行わなかった場合に協力金の支給対象となります。このため、もともと夜20時までの営業であった飲食店は、協力金の支給対象になりません。なお、「もともとの営業時間」とは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、営業時間の短縮にご協力いただく前の営業時間をいいます。

○営業時間を短縮し夜20時で飲食店を閉店した後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、緊急事態措置による営業時間短縮要請の対象外であるため、夜20時の閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象になりません。

○営業時間の短縮要請の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を経営していますが、支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等を行っている場合は、支給の対象となります。

○食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し20時で閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○スポーツクラブなど、営業時間短縮要請の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを20時までの時短営業とすれば、協力金の対象となりますか？

【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体（＝この場合ではスポーツクラブ全体）での時短要請への協力が必要になります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している（＝別事業者）場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

○「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

○「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年3月8日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

対象期間

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

令和3年2月8日から同年3月7日まで営業時間短縮（終日休業も含む。以下同じ。）に全面的にご協力いただいた場合に、1店舗につき168万円の協力金を支給します。なお、日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意下さい。

※大企業及び「みなし大企業」に該当する中小事業者は、都内の全ての直営店舗において時短協力をいただくことで、対象となります。

○ 毎週日曜日を定休日としている飲食店です。要請のあった令和3年2月8日から同年3月7日までの全期間、営業日について営業時間短縮を行う予定ですが、定休日の日数分は協力金が減額されるのでしょうか？

都における協力金は、日単位で支給を行うものではありませんので、減額はありません。要請を行う全期間、夜20時から翌朝5時までの営業を行わない（終日休業を含む）こととするとともに、酒類の提供を11時から19時までとする、もしくは、酒類の提供を終日行わないことにご協力いただいた場合には、168万円の支給となります。

なお、要請期間中に閉店した店舗は支給の対象となりません。

申請手続き

○ 1店舗につき168万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか？

時短要請にご協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり168万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば336万円、3店舗分の申請をすれば504万円の支給を受けることができます。支給する店舗数に上限はありませんが、店舗ごとに必要な書類を準備した上で、事業者がまとめて申請していただく必要があります。申請は、一事業者につき一度のみとし、店舗ごとにバラバラでの申請は受付できません。

○ 申請書はどこでもらえますか？

専用ポータルサイトで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

本協力金のポータルサイト（URL）<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html>

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」はどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」

（URL：<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>）
をご覧ください。

○ 令和2年4月・5月の休業等の要請に係る協力金の支給決定通知のみを持っている場合、提出書類を簡素化できますか？

簡素化できません。今回初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請される方用の書類が必要となります。

○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキョウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

○ 申請に必要なとなる光熱水費の検針票に、店舗の所在地が記載されているものはありません。どのような書類を代わりに提出すればよいでしょうか？

光熱水費の検針票は、申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として提出をお願いしています。

対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。

（例）

- ・店舗の賃貸借契約書＋家賃請求書（1月分）
- ・おしぼりの納品書＋請求書（12月・1月分）
- ・パレットのリースに係る納品書＋請求書（12月分・1月分）
- ・店舗固定電話の請求書（1月分）※店舗宛てに請求書が届く場合 など

○ 光熱水費の検針票等について、具体的にいつごろの書類が必要でしょうか？

光熱水費の検針票等では、営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認しています。このため、営業時間短縮要請のあった令和3年2月8日の前日を基準として、3か月程度前までの範囲が含まれる検針票をお願いします。

（令和2年11月8日から令和3年2月7日までのいずれかの期間が含まれるもの）

○ 店舗の内観及び外観の写真について、看板を入れるなど撮影時に気を付けることはありますか？

内観、外観それぞれ以下の点に留意して撮影をお願いします。

【内観】

- ・常態として飲食できるスペースがあるかどうかを確認できるよう、なるべく広く店内が映るように撮影してください。
- ・丸イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出をお願いします。

【外観】

- ・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、店名及び支店名が入るよう撮影してください。看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
- ・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出をお願いします。

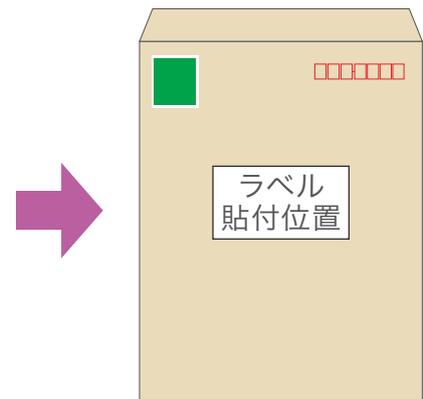
○ レンタルキッチンを借りて、不定期に喫茶店を開いています。喫茶店の営業許可書はありませんが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等では、申請者自身が喫茶店営業許可を取得していないこと、店舗の管理権限を有していないこと等から、協力金の対象とはなりません。

- 申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分）に係る申請書類と宛先が異なるため、**同封しないでください**。同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。

郵送申請用ラベル

【ご依頼主】	〒130-8790 日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱16号 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年2月8日～3月7日実施分) 申請受付
	住所 〒
【送付先】	フリガナ
	氏名



※住所・氏名を記入のうえ、糊でしっかりと貼り付けてください。

【予備】

【ご依頼主】	〒130-8790 日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱16号 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年2月8日～3月7日実施分) 申請受付
	住所 〒
【送付先】	フリガナ
	氏名



東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567 (受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています。)